

平成 31 年度の定期的な報告について

1. 定期的な報告について

- (1) 根拠規程
 - ・ 番号法第 29 条の 3 第 2 項
 - ・ 特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告に関する規則
- (2) 対象機関
 - ・ 各都道府県・各市区町村及び保護評価書を提出している教育委員会等 2,209 機関（平成 30 年度）
- (3) 報告内容等
 - ・ 個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために講じた措置に関する事項等を、毎年度、委員会に報告
 - ・ 平成 29 年度から実施

2. 平成 31 年度の定期的な報告（平成 30 年度の実施状況）

- (1) 安全管理措置の実施状況〔11 項目〕
 - ・ 報告内容は昨年度と同様、基本的な項目として、規程等の整備、役割の明確化、研修の実施、監査の実施、アクセスログの分析等
 - ・ 平成 31 年度は保護責任者（管理者）向け研修の実施状況を追加
- (2) 委託及び再委託の実施状況〔7 項目〕
 - ・ 委託契約先の選定時における安全管理措置の事前確認、委託先・再委託先の監督、再委託の許諾等
- (3) 情報連携に関する実施手順等〔2 項目〕
 - ・ 情報照会や提供に関するログを確認する際の観点、ログの確認頻度

3. 今後の予定

平成 31 年 4 月中旬 報告を求める通知

5 月中旬 報告期限

以上